

## 特別企画 NPO 法人子どもセンターぬっく インタビュー

NPO 法人メッターフレンズでは、啓発活動として年に1回程度、講演会を企画しております。コロナ感染対策のため昨年度は中止し、今年度も開催を見送りました。講演会とは別の形での啓発活動とを考え、今回のインタビューを企画いたしました。お話を伺った「NPO 法人子どもセンターぬっく」さんには、2019 年度、2020 年度に団体助成を支給しています。

2021 年 11 月 16 日、NPO 法人子どもセンターぬっく の玉野副理事長と、事務局の田辺さんにお話を伺いました。聞き手は、弊社理事長の柴と、副理事長の竹越です。

Q 「ぬっく」という法人名はユニークなのですが、由来を教えてください。

A 関西で温かいことを「ぬくい」と言います。今では全国的にも意味が通じるようです。気持ちの良いあたたかさを表す「ぬくい」からぬっくと名付けました。

Q 子どもの丸い顔を下から包み込むようなアイコンはとても可愛いのですが、このデザインのモチーフやこめられた意味などあれば教えてください。

A 私たちのところには、虐待や貧困など子ども一人では抱えきれない困難を背景にもった子どもたちがやってきます。それが原因で自傷に及んだり、非行に至ったりしている子もいます。そういったそれぞれの事情や、抱えている悲しみなども含め、どんな子どももすべて包み込む。「そのままのあなたでいいんだよ」という思いを込めたデザインです。

Q 居場所のない子どもたちに関心のある弁護士・NPO 関係者などが集まり、2014 年 5 月に子どもシェルター設立準備会・勉強会を開始されたのが活動のスタートですね。

子どもシェルター設立準備会の発足には、どうしたきっかけがあったのでしょうか？

A もともと子どもシェルターの活動は東京の弁護士有志が始めたもので、2004 年に東京に第 1 号の子どもシェルターができました。弁護士として非行や虐待の事件に関わる中で「今日寝る場所がない」という子どもたちに出会い、受入れ先がないのであれば作るしかない、ということで立ち上げられたそうです。その後各地の実情に応じて徐々に広がり、虐待件数が多く必要性の高い大阪でも、ようやく 2015 年 9 月に NPO 法人の設立、2016 年 4 月にシェルター開設へとこぎつけました。

Q 2004年に東京、2016年に大阪で子どもシェルターができましたが、この10年の間や2016年以降も全国で子どもシェルターができたのでしょうか？

A 東京で開設されて以降、神奈川や千葉、愛知、関西では京都や和歌山に子どもシェルターが開設されました。ぬっくが開設したのと同じ頃に、沖縄や兵庫でも開設され、その後も少しずつではありますが子どもシェルターを作る動きはあります。ですが、まだ整備できていない都道府県のほうが多いです。たとえば関西では、和歌山、三重などから大阪に出てくる子もおり、他の地域と連携して対応する必要があります。大阪の相談件数は他の地域に比べても飛びぬけて多く、シェルターの必要性を実感しています。

Q 大阪は貧困（生活保護）、高校の中退と不登校、児童虐待、性犯罪のいずれも全国平均より件数や割合が多いとぬっくさんのホームページで拝見しました。これはどんな原因が考えられますか？

A いろいろな背景が重なっていると思いますが、ひとり親家庭が多いということが要因の一つとしてあると思います。ひとり親家庭が貧困に陥りやすいことはよく知られていると思います。また、たとえば離婚の原因にDVがある場合、離婚に至るまでの生活は学習どころではありません。DVから逃げるために転居を重ねることもあり、徐々に学校の勉強についていけなくなる。せっかく入った高校でも授業についていけず退学してしまうということはあると思います。虐待についても同様で、貧困やひとり親家庭であるということが要因になっている面はあると思います。性犯罪については、なぜ大阪で多く発生しているのかわからないです。いわゆる「キタ」や「ミナミ」など夜に集まれるような繁華街が生活圏の身近にあることも一つの原因であるとは思いますが。

Q 高校無償化とはいえ授業料だけで、教科書代や制服代、毎日のお弁当や学食の費用を考えると貧困家庭で高校を卒業するのは難しそうですね。

A そのような費用をアルバイトで稼ぐことも可能ですが、学業とアルバイトの両立はそう簡単ではありません。また、貧困が学習意欲の低下につながっていることもあります。保護者も家計を維持するのに必死で子どもの勉強をサポートする余裕がない。ひとり親家庭、貧困ということが、子どもの教育の面に直結していると感じます。

Q 昨年からのコロナ禍による影響はありますか？失業や収入減による貧困が一番に想像されますが、最近の事例で特徴的なものがあれば、差し支えない範囲で教えてください？

A リモートワークや仕事が減って親の在宅時間が増え、親子関係が悪化して家を出たいという相談はいくつかありました。暴言などの心理的虐待を受けている子どもにとって、親が長時間家にいることはとてもしんどい状況です。その相談を、親がいないわずかな時間帯を見つけて電話してくるということがありました。学校が休校になっていた時期は、それまで保健室の先生に相談していた子どもから、相談相手を失いどうしていいかわからないという相談もありました。他にも、アルバイトが減ったりやめさせられたりした子もいました。

Q 設立趣意書には「ケアや支援を必要とする子どもでありながら、制度のはざまに落ち込み、行き場も居場所もない子どもが、現実にたくさん存在しています」とあります。

「制度のはざま」とはどのようなものでしょうか？居場所のない子どもを支援する公的制度の概要と問題について教えてください。

A まず、児童相談所による一時保護というのは18歳未満が対象です。だから、今日寝るところもないという緊急性があっても、18歳、19歳は一時的に避難する場所がありません。

それから、社会的養護（保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと）を行う施設である児童養護施設や児童自立支援施設も、基本的には18歳未満の児童を対象にしていますが、現在は引き続き20歳まで入所措置を継続することが可能です。しかしこれは、18歳までに施設に入所していることが必要です。18歳、19歳の受入れ先は本当に限定されます。

また、たとえ18歳以下でも、実際は受け入れられないということもあります。

たとえば大阪府内の児童自立支援施設、これは犯罪などの不良行為をしたりするおそれがある子どもや、家庭的な背景から生活指導が必要な子どもを対象とした児童福祉施設ですが、基本的には中学卒業までとされています。

それから、実は虐待があるけれども発見されず、16歳や17歳になって意を決して家を出て居場所を失った場合、その時点から受け入れをしてくれる児童養護施設はほとんどありません。子どもにとっても、高年齢になってから集団生活を強いられるのはしんどいですし、必ずしもその子に適した環境であるとは限りません。

さらに非行のある児童は悲惨です。もともとは虐待や家庭環境の問題があつて児童相談所に係属していても、非行が進んだ場合は「少年事件」として司法のルートに乗ります。家庭裁判所が、保護処分として「児童相談所長送致」という結論を出せば再度福祉の範疇で支援がなされますが、少年院に行くことになった場合、たとえ退院する時の年齢が

児童福祉法上の児童の年齢であっても、福祉的支援が受けられるとは限りません。そんなわけで、帰る場所がないために少年院から出られない、十分更生はしたけれども受け入れ先がなく社会復帰できないという子どもたちがいます。

そういったさまざまな事情から、18歳19歳は典型的に制度の狭間に落ち込み、それにとどまらず本来児童福祉の範疇である高校生年齢の子どもたちも、福祉的支援が受けられるとは限らない状況にあります。

Q 私（柴）は保護司をしているので、今のお話は大変良くわかります。非行が進んでいる子どもは家族関係が壊れていることが多いです。一度、マンションの一室に住んでもらったことがあります。見きれないので生活が荒れてしまった経験があります

A 非行の進んだ子どもこそ、チームで抱えて取り組まなければ、なかなかうまくいかないですね。

Q 子どもの年齢について考えるとき、来年4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。親権も子どもが18歳までになります。成人年齢の引き下げは、子どもの支援の現場でどんな影響が考えられますか？

A これまで、「親権」との関係でハードルが高かった点がなくなります。たとえば、親権者には居所指定権があるため、せつかく協力してくれる大人（友人の親、職場の人など）がいても、親の同意なく面倒を見てもらうわけにはいかないということがあります。あとは契約の場面です。家を借りたり携帯電話を契約したりするときに親権者の同意が必要なので、それが得られない子どもは自立が妨げられることがあります。

来年の4月からはそういった面でサポートしやすくなると思います。

反面、18歳19歳はまだまだ生活スキルも身についておらず、精神的に未熟な子どもも多いので、「成人」として責任を負わなければならない点は注意しなければなりません。生活が不安定な場合は、しっかりと自立を手助けする必要があると思います。

Q 私は「居場所のない子ども」と聞くと、是枝裕和監督の映画「誰も知らない」が思い出されます。父が蒸発し、母も恋人と同棲するために家を出て、4人の子どもが置き去りされる物語は1988年に巣鴨で実際に起きた事件がモチーフになっています。あの例では長男が万引したりしながら必死に下の兄弟を支えていました。子どもがガマンしたり頑張りすぎてしまい、問題が外から見えないケースというのも多いのでしょうか？

A おっしゃるとおり問題が外から見えないケースは多くあります。ぬっくに繋がる子どもたちの中には、深刻な家庭事情を抱えながら気づかれることなく、高年齢になるまで保護されたこともないケースがあります。殴る蹴るの暴力は、痣が残ることもあり周りが気づくこともありますが、暴言や過度の監視などは子どもが我慢していることも多いです。性的虐待は、「話したら離婚することになってしまう」などと言って親が明確に口止めしていることもあります。このように、家庭内で子どもに生じていることは外から見えにくいだけでなく、言い出しにくかったり、子ども自身も「これが普通なのか」とおかしさを自覚していないこともあります。誰にも言えないまま高校生になり、ようやく友達に話せるようになって「おかしき」に気づき、児童相談所や警察が介入するということが少なくありません。

Q 警察が介入するというお話がありましたが、警察は家庭内の問題にあまり介入したくないイメージがあります。

過去はそういう傾向があったかもしれませんが、少なくとも虐待やDVについては、ある程度積極的に警察の介入が行われているように感じます。ただ、身体的虐待は刑事事件にできるけど、精神的虐待では難しいですし、警察に訴えても理解してもらいにくい点はあると思います。

Q 虐待が連鎖する（虐待を受けてきた親が、我が子を虐待してしまう）ことは多いですか？

A 必ず連鎖するわけではないでしょうが、連鎖することも少なくはない、と思います。虐待に限らず、被害者が加害者になってしまうことはよくあることです。また、通常は「他の親」を知らないで、自分が育てられたようにしか育てることができないということもあると思います。ただ、「虐待は連鎖する」ということを強調すると、何か虐待は社会の一定の層の人だけがするといったような受け取られ方をされないか。そうではなく、虐待はもっと私たちの身近にあり、誰にでも起こり得るものだということをお伝えしておきたいです。

Q 「居場所のない子ども 110 番」には、年に何件くらいの相談が寄せられますか？どんな相談が多いですか？法人の活動の中心は大阪だと思いますが、遠方からの相談の場合はどうされていますか？

A 2019 年は 113 件、2020 年は 124 件の相談がありました。近畿圏からの電話が多いですが、岐阜や名古屋からの相談もあります。「大阪に出てきた」となるとこちらで対応しますが、遠方からの相談は、弁護士のネットワークで相談者の近隣の方に対応して頂いています。

Q 電話での聞き取りは大変ではないですか？

泣きながら電話してきて、聞き取りづらいことがあります。そういった時は「このまま聞いているから」と落ち着くまで待つて対応しています。今の子どもは電話に慣れていません。知らない相手に自分から電話する経験がほとんど無く、とても緊張してかけてきているのが伝わってくる場合があります。

Q 今の子どもは LINE でのやり取りが多いと思いますが、LINE での相談は受け付けておられますか？

今はしていません。こみ入った相談を文字で書いて送ってくるのは難しいですし、ある程度やりとりしたら直接会って話をするようになります。なので、そのきっかけが電話か LINE かということだと思います。あと、LINE だと相談件数をもっと増えて対応できないのではないかと不安もあり、なかなか LINE までには取り組めないでいます。

Q 電話相談の次は面談ですが、面談の難しさはありますか？

親から強い監視を受けている子どもだと、親に知られず会うことが難しいです。入室退室の記録が親に連絡されるシステムが整備されている塾に通う子どもと、塾の休憩時間に合わせて短時間の面談をしたこともありました。

Q 今は公衆電話も少ないですし、親から携帯電話を持たせてもらっていない子どもはどうやって電話してくるのでしょうか？

監視している親も学校には通わせているので、子どもが学校の先生に相談している場合は先生から相談が入ったり、学校で電話を借りたりしているようです。あとは友人や恋人がサポートするケースもあります。

Q こどもシェルター「ぬっくハウス」と自立援助ホーム「Re-Co（リコ）」、2つの施設を運営されています。それぞれの施設の概要（施設の役割、定員、職員数など）を教えてください。

A ぬっくハウスは「安心して体と心を休める場所」です。定員6名で職員は8名です。鍵付きの個室を用意しています。職員が交代で常駐し、食事などある程度の家事は職員が行いますが、子どもも何もしないで居るのはしんどいので、掃除など身の回りの家事は自分でしています。数日～2ヶ月までの利用期間です。Re-Coは「一時保護などのあと、社会に戻る一步を踏み出すための準備の場所」です。定員6名で職員は10名です。Re-Coは昨年4月に開所しましたが、ずっと定員いっぱい、退居してもすぐ次の入居がある状態です。入居期間は数ヶ月～2年程度です。

Q 施設利用は女子に限るのでしょうか？「女子の保護」というのもぬっくさんの活動テーマのひとつなのではないでしょうか？

A 利用は女子を対象にしています。居場所のない男の子はいない、というわけではないですし、男の子からの電話相談もありますが、女の子が居場所を失うと容易に性犯罪や性産業に巻き込まれてしまうため、まずは女子の保護の必要性・緊急性が高いと考えています。男の子からの電話相談は、府内で男の子が入居できる自立援助ホームなどに繋いでいます。

Q 施設運営をされる上で嬉しかったこと、しんどいなと思うことを教えてください。

A 悲惨な虐待を受けて保護された子どもが、初回面談では暗い表情で元気もない様子を見せていたけれど、シェルターで休んでしばらくしてから会った時には顔色もよく笑顔を見せてくれると嬉しい気持ちになります。また、基本的な生活ができていなかった子が、Re-Coで大人と話し合いながら生活リズムを整えていき、成長した姿を見せてくれたときも嬉しいです。

他方で、運営と現場スタッフとの意思疎通に難しさを感じたり、人手がなく求人への応募もなかなか入らないときは、悩むこともあります。

Q 子どもが施設を利用する費用はどうなっていますか？

A シェルターや自立援助ホームを利用する場合法的根拠が必要ですが、それが費用の出どころにもなります。まず、18歳未満の子どもがシェルターに入居する場合、本人から直接相談があっても一旦は児童相談所に一時保護を依頼し、児童相談所から一時保護委託を受けます。そうすると一時保護委託費が支給されます。18歳以上の場合は、本人が入居を希望すると私たちとの契約が成立し、これを児童相談所が承認する形になります。この場合措置費が支給されます。家庭裁判所からの依頼だと補導委託費となります。20歳以上の場合は完全に私的な契約として本人に費用を払ってもらいます。ただ、行政からの支給は運営のためのギリギリの金額で、それだけでは人件費などが足りず、足りない分はご寄付などで補っています。

Q 子どもの支援に興味はある方が、ぬっくさんを支援するとしたらどんなことができますか？ボランティア養成講座についても教えて下さい。

まずは寄付と賛助会員によるご支援の方法があります。ボランティア養成講座は、以前は対面で行っていましたが、コロナ対策で難しくなり、昨年度は4～5名で以前の講座のビデオを見てもらったりしていました。今年度はオンラインのボランティア養成講座をはじめました。現在、ぬっくハウスには20名～30名、Re-Coには5名～10名のボランティアに協力していただきます。ぬっくハウスの子どもは基本は外出しないので、施設訪問して話し相手になってもらったり、公園などへの外出に付き添ったりしてもらっています。Re-Coの子どもは学校やバイトで外出しているので、夕食準備や子どもが帰宅して混雑する時間帯にボランティアに来てもらっています。講座の修了者が全員ボランティアになるわけではなく、啓発活動の意味も大きいです。10代後半、こういった境遇の子どもたちがいることを知ってもらいたいという思いがあります。

Q メッターフレンズから助成金はどのように活用いただいたのでしょうか？

A 先にお話した通り、施設の収入が限られている中で、子どもたちへのケアを手厚くするための人件費に使わせてもらいました。また、電話相談はまったくの自主事業なので、その運営費にも使わせていただきました。電話相談で、施設入居ではなく一人暮らしを選択する子どもがいますが、そういった子どもは貯金も所持金もない場合が多いです。そんな子どもへの当座の生活費の支援にも使わせていただきました。



Q 今後の活動について教えてください。ここ1.2年の短期計画、5年10年単位の長期計画、それぞれどんなことを考えておられますか？

A 短期的な目標は、施設の退居後の半年から1年間、集中的に子どもをケアする仕組みづくりです。退居後にしっかりケアできた子どもはその後の生活も軌道に乗っていますし、手薄になった子どもは生活が崩れてしまうこともありました。退居後も個別担当の弁護士がついていますが、弁護士には言いにくいこともあります。そんな時でも子どもが相談しやすいように、弁護士以外の大人も入ってチームでサポートしていきたいです。ぬっくメイト（入居中に子どもと関係のできたボランティアが、退居後も支援する）がうまく機能できていないので、そこをうまく整えたいと思っています。

また、多くの相談が寄せられる中、シェルターに入らない形で支援している子どもがいます。そういった子どもの家を探したり引っ越しを手伝ったりしていますが、定期訪問までは手が回らない状況です。定期訪問を専門とするスタッフを置き、シェルター外でも支援できる仕組みを作りたいです。

長期的な目標は、男の子が利用できる施設を作りたいです。また、施設を卒業しても就労が難しいケースが多いので、就労のステップを踏める場所を作りたいです。例えばカフェを運営して、子どもにそこで働く体験をしてもらったり、子どもたちが寛げる場所にしたいです。

理事長 柴よりぬっくさんへのメッセージ

「仏教の慈悲とは、抜苦と与樂の2つに分けられます。ぬっくさんの活動は、子どもの苦しみを取り除く抜苦の活動です。大乘仏教の慈悲の精神というメッターフレンズの設立趣意にかなった活動ですので、今後も続けて支援させてもらいたいので、よろしくお願ひします」

玉野副理事長からメッターフレンズに協力いただいている方へのメッセージ

「一人の子どもを支えるのは、実際に支援に携わっている私たちだけでなく、金銭的に支えていただく方や、学校や児童相談所などの関係機関すべてがチームです。メッターフレンズに協力いただいているみなさんも、その一員として本当に頼りにしていますので、今後ともご協力よろしくおねがいします」



NPO 法人子どもセンターぬっく 玉野副理事長（奥）と、弊社 理事長 柴